

第 8 9 号議案

長崎市手数料条例の一部を改正する条例

長崎市手数料条例（令和 7 年長崎市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 3 0 項第 1 号中「第 5 条の 1 4 各号」を「第 5 条の 1 6 各号」に、「第 5 条の 1 3 第 1 項又は第 5 条の 1 6 第 1 項」を「第 5 条の 1 5 第 1 項又は第 5 条の 1 8 第 1 項」に改め、同項第 2 号中「第 5 条の 1 7 第 1 項」を「第 5 条の 1 9 第 1 項」に改め、同項備考 2 中「第 5 条の 1 4」を「第 5 条の 1 6」に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要があるので、この条例案を提出する。

第 9 0 号議案

長崎市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

長崎市認可地縁団体印鑑条例（平成 1 1 年長崎市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 1 9 条第 1 項第 1 号へ」を「第 1 8 条の 3 第 1 項第 6 号」に改める。

第 5 条中「第 2 1 条第 2 項」を「第 1 8 条の 3 第 1 項」に改める。

第 1 2 条中「第 1 9 条第 1 項第 1 号ト」を「第 1 8 条の 3 第 1 項第 7 号」に、「第 1 1 条第 1 項」を「前条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 1 2 条の改正規定（「第 1 1 条第 1 項」を「前条第 1 項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要があるのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 9 1 号議案

長崎市伊王島灯台記念館条例の一部を改正する条例

長崎市伊王島灯台記念館条例（平成 1 6 年長崎市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条から第 4 条までを削り、第 5 条を第 2 条とする。

第 6 条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第 3 条とし、第 7 条を第 4 条とし、第 8 条から第 1 0 条までを 3 条ずつ繰り上げる。

第 1 1 条第 1 項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第 2 項中「及び指定管理者」を削り、同条を第 8 条とし、第 1 2 条を第 9 条とし、第 1 3 条から第 1 5 条までを 3 条ずつ繰り上げる。

第 1 6 条中「及び指定管理者」を削り、同条を第 1 3 条とし、第 1 7 条を削り、第 1 8 条を第 1 4 条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に改正前の長崎市伊王島灯台記念館条例の規定によりなされた模写等の許可その他の行為は、改正後の長崎市伊王島灯台記念館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

令和 8 年 9 月 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

長崎市伊王島灯台記念館の管理について、指定管理者制度を廃止したいので、この条例案を提出する。

第 9 2 号議案

長崎市景観条例の一部を改正する条例

長崎市景観条例（昭和 6 3 年長崎市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条中「第 1 6 条第 7 項第 1 1 号」を「第 1 6 条第 8 項第 1 2 号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 3 号）の施行の日から施行する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

景観法の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要があるので、この条例案を提出する。

第 9 3 号議案

長崎市火災予防条例の一部を改正する条例

長崎市火災予防条例（昭和 3 7 年長崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条に次の 1 項を加える。

- 3 液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第 1 項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第 1 9 条に次の 1 項を加える。

- 3 固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前 2 項に規定するもののほか、前条第 3 項の規定を準用する。

第 2 0 条に次の 1 項を加える。

- 3 気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前 2 項に規定するもののほか、第 1 8 条第 3 項の規定を準用する。

第 2 1 条に次の 1 項を加える。

- 3 電気を熱源とする調理に用いる器具については、前 2 項に規定するもののほか、第 1 8 条第 3 項の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

調理に用いる火気器具の周囲に設置される排気ダクトに起因する火災の発生状況等を勘案し、当該排気ダクト等の管理に関する基準を定めたいので、この条例案を提出する。

第 9 4 号議案

長崎市外海ふるさと交流センター条例を廃止する等の条例

(長崎市外海ふるさと交流センター条例の廃止)

第 1 条 長崎市外海ふるさと交流センター条例（平成 1 6 年長崎市条例第 4 6 号）は、廃止する。

(長崎市港湾施設条例の一部改正)

第 2 条 長崎市港湾施設条例（平成 1 6 年長崎市条例第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

長崎市神ノ浦港船客待合所	長崎市神浦江川町 6 5 7 番地 2
--------------	------------------------

別表に次のように加える。

長崎市神ノ浦港 船客待合所	切符売場	9 4 5
------------------	------	-------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第 2 条の規定による改正後の長崎市港湾施設条例第 2 条の表に規定する長崎市神ノ浦港船客待合所を利用させるために必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和 8 年 9 月 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

利用状況等を勘案し、長崎市外海ふるさと交流センターを廃止したいのと、当該廃止に伴い新たに設置する港湾施設の名称及び位置を定めたいので、この条例案を提出する。

第 9 5 号議案

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 端島炭坑跡護岸施設補強工事（その 5）の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 3 5 6, 4 0 0, 0 0 0 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 9 年 9 月 3 0 日まで
- 5 相 手 方 F a c t o r y ・加藤産業特定建設工事共同企業体

代表者 長崎市多以良町 1 5 5 1 番地 9 3

株式会社 F a c t o r y

代表取締役社長 山 本 清 和

長崎市竹の久保町 2 0 番 9 号

加藤産業株式会社

代 表 取 締 役 加 藤 博 文

令和 8 年 9 月 1 日提出

長崎市長 鈴 木 史 朗

理 由

端島炭坑跡護岸施設補強工事（その 5）の請負については、予定価格が 1 億 5, 0 0 0 万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

端島炭坑跡護岸施設補強工事（その５）の概要

1 工事場所 高島町

2 工事内容 延 長 7 3 メートル

護岸本体工 1, 7 3 0 立方メートル

護岸上部工 1 2 2 立方メートル

仮設材据付工 6 1 個

「参 照」

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

第 9 6 号議案

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 学校施設 L E D 化事業(1)の請負
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 1, 9 1 8, 7 3 0, 0 0 0 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 1 0 年 9 月 2 9 日まで
- 5 相 手 方 長崎電業・タカラ電設・山下電工社特定建設工事共同企業体

代表者 長崎市花園町 2 番 2 1 号

長崎電業株式会社

代表取締役 中 川 志 郎

長崎市昭和 3 丁目 3 番 2 0 号

株式会社タカラ電設

代表取締役 宮 本 義 弘

長崎市末石町 4 6 0 番地

株式会社山下電工社

代表取締役 酒 井 一 郎

令和 8 年 9 月 1 日提出

長崎市長 鈴 木 史 朗

理 由

学校施設ＬＥＤ化事業(1)の請負については、予定価格が１億５,０００万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

学校施設 L E D 化事業(1)の概要

1 工事場所 桜町小学校ほか 3 8 校

2 工事内容

(1) 照明器具の L E D 化に係る設計 一式

(2) 照明器具の L E D 化に係る工事 一式

第 9 7 号議案

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 学校施設 L E D 化事業(2)の請負
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 2, 0 6 8, 0 0 0, 0 0 0 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 1 0 年 9 月 2 9 日まで
- 5 相 手 方 D E N K E N ・ 三 丏 電 機 ・ 長 崎 電 気 特 定 建 設 工 事 共 同 企 業 体

代表者 長崎市北陽町 9 3 4 番地 6

株式会社 D E N K E N

代表取締役 今 野 隆 男

長崎市大橋町 6 番 6 号

株式会社三丏電機

代表取締役 小 林 純 一

長崎市浪の平町 1 番 3 5 号

長崎電気株式会社

代表取締役 柴 田 正 明

令和 8 年 9 月 1 日提出

長崎市長 鈴 木 史 朗

理 由

学校施設ＬＥＤ化事業(2)の請負については、予定価格が１億５,０００万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

学校施設 L E D 化事業(2)の概要

1 工事場所 長崎商業高等学校ほか 4 0 校

2 工事内容

(1) 照明器具の L E D 化に係る設計 一式

(2) 照明器具の L E D 化に係る工事 一式

第 9 8 号議案

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 琴海中学校太陽光発電設備設置工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1 6 9, 1 2 0, 6 0 0 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 9 年 8 月 6 日まで
- 5 相 手 方 長崎市西泊町 2 2 番 3 8 号

長崎運送株式会社

代表取締役 早 石 朝 廣

令和 8 年 9 月 1 日提出

長崎市長 鈴 木 史 朗

理 由

琴海中学校太陽光発電設備設置工事の請負については、予定価格が 1 億 5, 0 0 0 万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

琴海中学校太陽光発電設備設置工事の概要

- 1 工事場所 琴海戸根町
- 2 工事内容 発電設備 一式

第 9 9 号議案

工事の請負契約の一部変更について

令和 6 年 9 月 2 0 日に議会の議決を得て締結し、令和 7 年 9 月 2 9 日に議会の議決を得て一部変更した小島小学校改築主体工事の請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

3 契約の金額 1, 9 9 5, 7 6 5, 2 0 0 円

令和 8 年 9 月 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

小島小学校改築主体工事の請負契約については、労務単価等が著しく上昇したこと及び岩掘削を追加し、支持地盤の高低差に合わせてラップルコンクリートの数量を変更する必要性が生じたことにより工事の設計を変更したことに伴い、契約の金額を変更する必要があるので、この議案を提出する。

「参 考」

(令和 6 年 9 月 2 0 日議決)

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 小島小学校改築主体工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1, 9 1 0, 7 0 0, 0 0 0 円 (令和 7 年 9 月 2 9 日に議会の
議決を得て1, 9 6 4, 8 8 9, 3 0 0 円に変更)
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 8 年 1 0 月 2 3 日まで
- 5 相 手 方 上 滝 ・ 谷 川 建 設 ・ 日 東 建 設 特 定 建 設 工 事 共 同 企 業 体

代表者 長崎市新地町 5 番 1 7 号

株式会社上滝

代表取締役 上 滝 満

長崎市岡町 9 番 1 号

株式会社谷川建設

代表取締役 谷 川 喜 一

長崎市飽の浦町 9 番 4 号

株式会社日東建設

代表取締役 大 田 光 敏

第 1 0 0 号議案

工事の請負契約の一部変更について

令和 7 年 9 月 2 9 日に議会の議決を得て締結した琴海中学校改築主体工事の請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

3 契約の金額 1, 9 8 9, 3 8 0, 8 0 0 円

令和 8 年 9 月 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

琴海中学校改築主体工事の請負契約については、労務単価等が著しく上昇したこと及び建設発生土の仮置き場を変更したことにより工事の設計を変更したことに伴い、契約の金額を変更する必要があるので、この議案を提出する。

「参 考」

(令和 7 年 9 月 2 9 日議決)

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 琴海中学校改築主体工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1, 8 1 2, 9 8 9, 2 0 0 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 9 年 6 月 3 0 日まで
- 5 相 手 方 上滝・谷川建設・丸栄組特定建設工事共同企業体

代表者 長崎市新地町 5 番 1 7 号

株式会社上滝

代表取締役 上 滝 満

長崎市岡町 9 番 1 号

株式会社谷川建設

代表取締役 谷 川 喜 一

長崎市小瀬戸町 1 0 1 1 番地 3

株式会社丸栄組

代表取締役 峰 栄 樹

第 1 0 1 号議案

工事の請負契約の一部変更について

令和 6 年 9 月 2 0 日に議会の議決を得て締結し、令和 7 年 8 月 2 0 日及び令和 8 年 2 月 4 日に専決処分して一部変更した小島小学校改築管工事の請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

3 契約の金額 2 9 1, 2 4 9, 2 0 0 円

令和 8 年 9 月 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

小島小学校改築管工事の請負契約については、労務単価等が著しく上昇したため、契約の金額を変更する必要があるので、この議案を提出する。

「参 考」

(令和 6 年 9 月 2 0 日議決)

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 小島小学校改築管工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 2 7 1, 0 4 8, 8 0 0 円 (令和 7 年 8 月 2 0 日に専決処分
して 2 8 7, 2 7 1, 6 0 0 円とし、及び令和 8 年 2 月 4 日
に専決処分して 2 8 9, 0 1 1, 8 0 0 円に変更)
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 8 年 1 0 月 2 3 日まで
- 5 相 手 方 長崎市西山 2 丁目 1 1 番 1 号
株式会社 K I Y O
代表取締役 本 田 一 馬

第 1 0 2 号議案

工事の請負契約の一部変更について

令和 7 年 1 2 月 1 2 日に議会の議決を得て締結した琴海中学校改築電気工事の請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

3 契約の金額 2 5 0, 9 5 9, 1 7 0 円

令和 8 年 9 月 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

琴海中学校改築電気工事の請負契約については、労務単価等が著しく上昇したため、契約の金額を変更する必要があるので、この議案を提出する。

「参 考」

(令和 7 年 1 2 月 1 2 日議決)

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 琴海中学校改築電気工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 2 3 0, 2 2 0, 8 7 0 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 9 年 6 月 3 0 日まで
- 5 相 手 方 長崎市柳谷町 2 4 番 4 3 号

原口電気株式会社

代表取締役 原 口 真 紀

第 1 0 3 号議案

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第 2 6 0 条第 1 項の規定により字の区域を次のとおり変更する。

あ ら た に 生 じ た 土 地		編入する字
位 置	面 積	
長崎市野母町字里浦 2 0 2 3 番 1 2 から 2 0 2 3 番 5 に隣接する道路に隣接する無番地に至る地先及び字堂ノ上 1 8 1 8 番 6 に隣接する道路から字城ノ越 1 7 6 5 番 2 に至る地先	7 9 3. 8 1 平方メートル	字 堂 ノ 上

令和 8 年 9 月 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

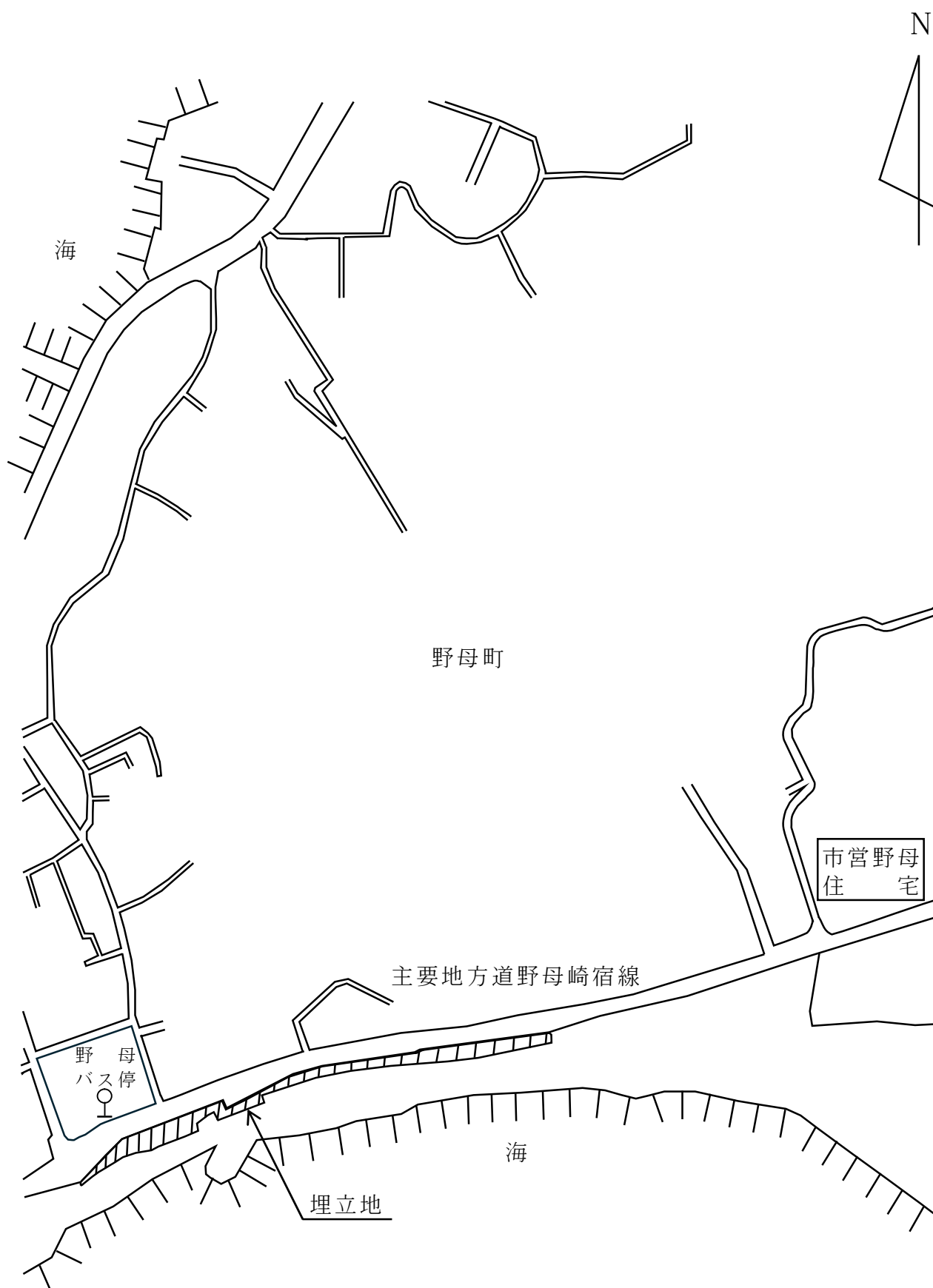
前記の公有水面埋立地は、本市の区域内にあらたに生じた土地として確認する必要があるのと、この確認に伴い字の区域を変更する必要があるため、議会の議決を経たいので、この議案を提出する。

「参 考」

埋 立 地	面 積	埋 立 出 願 人	用 途	し ゅ ん 功 認 可 年 月 日
野母町字堂ノ 上に編入する 土地	7 9 3. 8 1 平方メ ートル	長崎県	道路用地	R8. 3. 27

「参 考」

埋 立 地 位 置 図



「参 照」

地方自治法

第 9 条の 5 第 1 項 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

第 2 6 0 条第 1 項 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。